

農政時流

宮城県農業会議 会長 森谷 尚生 書

創刊号/平成15年10月1日発行

宮城県農業会議

仙台市青葉区堤通雨宮町4-17

TEL/022-275-9164

E-MAIL/04miyagi@nca.or.jp

< 主な内容 >

2面：平成16年度県農業施策に関する建議

3面：主張「農業委員会への期待」

4面：農業委員会活動・組織の改革
に関する組織検討の概要

5面：田尻町・耕作放棄地解消の取り組み

6面：消費税の仕組み

「農政時流」の創刊にあたって

宮城県農業会議 会長 森谷 尚生



「農政時流」の創刊にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

農業委員各位をはじめ関係の皆様方には、平素より本会へのご支援・ご協力を賜っておりますことに心から御礼を申し上げます。

本年は、7・8月に低温と日照不足が続き、本県農業の柱である水稻が、9月15日時点の作況指数78の著しい不良と発表され、93年に次ぐ不作が確実となりました。8月下旬以降ようやく残暑が戻り、一日でも多い好天を祈っておりましたが残念であります。

農業会議におきましても、9月8日に「農作物異常気象災害対策本部」を立ち上げ、被害の状況把握、国・県への要望等に取り組んでいるところであります。

また、三陸南地震に続く7月26日の宮城県北部連続地震では、住宅の倒壊など甚大な被害が発生しました。被災された皆様方に、改めてお見舞いを申し上げます。農業会議といたしましても、県及び県議会に対し、農業関連災害の速やかな復旧について要請を行いました。

メキシコで開催されたWTO農業交渉は、途上国の猛反発により閣僚宣言を採択できず決裂しました。12月

から新たな交渉が始まりますが、我々は、これからも「日本提案」の実現に向けた運動を関係団体と共に総力を挙げて取り組む必要があります。

また、当面の最大課題である「米政策改革」の具体策が決まりました。今後は、市町村、JAが中心に進めている「産地づくり交付金」の前提となる「地域水田農業ビジョン」づくりに、我々も農地の利用集積と担い手育成の観点から積極的に参画しなければなりません。

さらに、農業委員会の活動・組織の改革については、各農業委員会の組織討論を経て意見集約したところですが、現場を重視した活動・事業の重点化、組織の効率化、市町村合併等に伴う組織のあり方等への積極的な見直しが求められています。

このように、農業及び我々農業委員会系統組織を取り巻く情勢が大きく変化し、それに応じた構造改革が重要な課題となっております。

今回、農業会議は、本会の業務や活動を農業委員の皆さんをはじめ広く関係者の方々にお示しするとともに、本県農業振興に関する情報や、各農業委員会の活動を紹介し、これまで以上に系統組織の結束が強まればとの思いで「農政時流」を発行することになりました。

この紙面が皆様方の新たな交流の場として、また「かけ橋」としてご活用いただくとともに、農業会議に対するなお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成16年度県農業施策に関する建議

～農業構造の改革に向けて～

本年度の建議は、「現場主義による農政の展開」の一環として、「認定農業者との意見交換会」で出された意見をベースに事務局で原案を作成し、農政対策小委員会〔構成／常任会議員〕、農業施策検討会〔構成／農業委員会事務局長〕で検討を重ねました。

さらに中間案の段階で農業委員会、農業経営者組織から意見を伺い、本会が特に関わる経営政策の基本部分「担い手の確保・育成と農地の確保・有効利用」を中心に最終案を取りまとめ、8月20日開催の常任会議員会議で決定し、8月26日に県知事へ建議を行いました。



また、建議の検討過程でご意見をいただいた「家畜糞尿の適正処理対策への取り組みと耕畜連携」と、「農作物異常気象対策」について万全の対策を講じるよう併せて要請しました。

ここでは、紙面の関係で、県産業経済部長からの書面回答の一部をお知らせいたします。

なお、政策提案となる建議ですので、もっと現場の実態に踏み込んで提案していけるよう、手法の検証や系統組織として、今後、自ら取り組まなければならない点を検討するなど、皆さんとともに考えて参りますので、よろしくご協力をお願いいたします。

〔米政策改革関連〕

◎ 提案／米政策改革において、「産地づくり交付金」の前提となる「地域水田農業ビジョン」の早期作成のための支援を強化すること。

また、この過程で「担い手」として明確にしなければならない認定農業者等と集落営農とのかかわりの議論が予想されており、多様な集落がその地域性を踏まえ、総合的なメリットを確保できるよう提唱し、現場で混乱を避ける適切な情報提供と指導を展開すること。

◎ 回答／現行の認定農業者制度は、必ずしも集落内での合意を基本として認定する仕組みになっていない。

「県水田農業改革方針骨子」では、認定農業者を水田農業の主要部分を担う経営体と位置付け、重点的に確保・育成することとしているが、担い手の賦存状況など地域の実情を踏まえ、認定農業者と認定農業者以外の農業者が連携した生産体制の構築や農業者による営農の組織化、地域の農業者全体で組織するいわゆる集落型経営体なども育成することとしている。

☆ 集落内の合意形成のためには、①本音で話し合う②現状把握と分析③課題の共有化④将来方向性の検討等が必要になりますので、集落の中で誰かが汗をかかなければならず、そこに農業委員活動が求められているのではないのでしょうか。

〔認定農業者関連〕

◎ 提案／認定農業者数の伸び悩みは、農産物価格の下落傾向によるところが大きいものの、メリットだけを求めがちな経営改善意欲の欠如と制度への理解不足に加え、市町村の積極さの違いが認定目標達成率の格差につながっていると指摘する声がある。

県としても、「農業経営基盤強化促進法」の改正を踏まえ、認定農業者制度の啓発活動を強化するとともに、市町村が保有する「候補者リスト」を活用して認定農業者の掘り起こしに積極的に関与し、支援すること。

◎ 回答／今回の地域水田農業ビジョンの策定が認定農業者制度に関する農業者の理解を促進する契機になると期待しているが、何よりも市町村が策定している基本構想の実現に向けた認定農業者の確保・育成や農地流動化など、市町村の積極的な取り組みが必要不可欠である。

☆ 県も構成機関として入っている市町村支援センターが機能しているか再検証する必要があります。米政策改革の担い手経営安定対策の対象が認定農業者となっていることから、積極的に啓発活動を重ね、「質と量」の確保に実績を積み上げていきたいものです。

また、「候補者リスト」についても早急に再点検して欲しいと思います。

◎ 提案／認定農業者が経営改善計画を達成するため、認定後のフォローアップを強化し、また、頭打ちにある複式簿記帳者や青色申告者を増やすため、市町村農業経営改善支援センターの活動を充実させる地域

農業改良普及センター等のきめ細かな支援活動を強化すること。

- ◎ 回答／市町村農業経営改善支援センターの構成機関として農家個々の経営実態を踏まえた継続的な記帳実践や経営診断の支援等を重点的に行う方針で取り組んでいる。税務申告、複式簿記の基礎研修については、JAや市町村にお願いし、財務分析、経営計画立案などについては引き続き支援していく。

☆ 経営者には自己責任が求められていますし、支援センターとしてもどこに活動の力点を置くかといった基本的な整理も必要に思います。

- ◎ 提案／個別経営体等の経営改善計画の達成に向け、「提案公募型」の補助事業、農産物価格の低落や災害等の発生に伴う当座の資金需要に対応できる、第三者機関の診断など一定の条件に基づく無担保・無保証の新たな「運転資金制度」を創設すること。

- ◎ 回答／「提案公募型」の補助事業として、平成15年度から「起業家育成・支援事業」を創設し、経営の多角化への支援を行っており、農業者への周知をお願いしたい。

運転資金については、昨年度の改正で農業近代化資金借り入れの際、農業信用基金協会の保証を活用して一定額まで無担保・無保証扱いとすることが可能になってきている。

今年度の制度改正では、スーパーS・L資金についても同様の取扱いとすることが可能となっている。

☆ 「提案公募型」といっても、個人資産の形成につながることから、農林水産省でも難しいとしているものですが、農林水産・食品分野、商工会などで実施されている事例がありますので、より充実した施策実現に向け、引き続き検討していきたいと思えます。

〔農地の有効利用関連〕

- ◎ 提案／遊休農地〔耕作放棄地〕の拡大が懸念されているが、現場の実態が把握されているとは言えないので、実態を調査確認するとともに、多面的活用方策を検討し、解消を図ること。

- ◎ 回答／数量的確認については、遊休農地対策データベース〔全国農業会議所〕が構築されているので、有効に活用していく。

解消方策としては国庫補助事業、中山間地域直接支払い制度を活用した取り組み等を支援している。

☆ 個人の努力だけでは遊休農地の解消は難しく、地域ぐるみの取り組みが必要となります。補助事業の活用など、事例はまだ少ないようですが、系統組織として取り組んでいる問題だけに、もっと積極的に、何ができるのかなど、公共財である農地について再考することが求められています。

(栗野 一男)

～主張～

平成の農地利用改革と農業委員会への期待



東北大学大学院農学研究科
教授 工藤 昭彦

農地法第1条には「農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて…」と書いてある。耕作者主義あるいは自作農主義といわれるものだ。

ところが、今、耕作しない人が多くの農地を持っている。明らかに状況が変わってしまった。

加えて農地をAさんから借りる、Bさんから借りる、Cさんから借りる、と、一生懸命に規模を拡大しても、耕地が分散し非効率な経営になってしまう。その結果、設備投資に米価が追いつかず、結局、大規模農家ほど借金が返せないという状況に立ち至っている。農地を団地化し、うまく利用できる体制であれば、どれほどコストが節約できたのか。

したがって、もう一度、耕作する人に農地の利用権を集積することを考えざるを得ない。所有権を手放せというのではない。所有権と利用権を分離すればよい。所有権は先祖末代まで持ってもらおう。ただ、利用権は効率的に利用する体制づくりに貢献してもらおう。私はそれを平成の「農地利用改革」といつている。

具体的には、全ての農地を一度「農地管理公社」に預けていただき、テナントビルのように、大フロアー、大きな会議室や小さな畳の部屋、あるいは、薬屋さんやお花屋さんのコーナーなどを設けた上で利用希望者に再配分したらよい。新規参入者用の農園、子供農園や福祉農園など、地域の特性に応じていろいろなコーナーを設けたらよい。中山間地域であれば、放牧型畜産のエリアを設けることも可能だろう。私はこうした体制を「テナントビル型地域農場制」と呼んでいる。

テナントビル型地域農場制は「経営体育成の土俵づくり」。これからの農業はお米を作るだけで成り立ちそうにない。既に法人化した大規模経営体の多くは、複合化、多角化経営を実践している。中には食関連ビジネスを導入している経営体もある。

大事なことは広大な農地をまとまった形で計画的に利用できること、仕組みを整えること。そのうえで各コーナーを個性的担い手に委ねることが必要だ。農地利用の新しい枠組みづくりに農業委員会が積極的に取り組むことを期待したい。

農業委員会必置規制は当然堅持，公選制は維持

～農業委員会活動・組織の改革に関する組織検討の概要～

宮城県農業会議は「農業委員会の活動・組織の改革に関する意見」をとりまとめ、9月17日の常任会議員会議で了承され、全国農業会議所に報告しました。

農業委員会の活動・組織の改革に関しては、4月に農林水産省が公表した「農業委員会に関する懇談会」の報告書を受け、「任意業務のあり方」、「委員会の必置規制」など農業委員会の活動や組織の見直し、「交付金制度」など財政基盤のあり方、及び市町村合併に伴う当面の課題を全農業委員会で組織検討してきました。

今回報告した農業会議の意見は、これらの意見を集約し、さらに常任会議員会議で出された広域市町村合併による委員定数の上限見直しなどを加えて取りまとめたものです。

なお、全国農業会議所は、各県からの意見を全国農業会議所会長会議等において集約し、次期通常国会で予定されている「農業委員会等に関する法律」の改正に対する意見として農林水産省に提出することとなります。

(意見の概要)

○ 農業委員会活動（任意業務）の見直しについて

任意業務の見直しは、組織の根幹に関わることであり、慎重に検討する必要があります。ただし、6条2項4号業務のうち、「農業技術の改良」と「農作物の病虫害防除」については見直しが必要である。任意業務の活動は、認定農業者等への農地利用調整を基本に、市町村や関係団体との連携を密にしながら、各々の役割・目標を明確にして計画的かつ地域に密着した取り組みをすることが必要である。

また、市町村合併による農業委員定数の大幅削減が避けられないことから、活動を補完する「協力員組織制度」の整備が必要である。

○ 農業委員会組織の見直しについて

農地は公共性が強く、その権利調整は厳正・中立に執行されなければならない。そのため、必置規制は当然堅持すべきである。また、農業委員の選出方法については公選制を維持する必要がある。

さらに、現行10名の下限定数は、地域の実態に即した柔軟な対応が必要である。

○ 財政基盤のあり方について

交付金の一般財源化は、自治体の財政事情に左右され、独立した行政委員会としての存続が危ぶまれることから、現行制度は堅持すべきである。また、農業委

員会業務に関する補助事業の充実強化が必要である。

※ 「農業委員会からの意見集約」及び「農業会議の意見」の詳細は各農業委員会に送付しています。

(佐藤 雄一)

かけはし

南郷町農業委員

伊藤 恵子 さん

経営内容：水稲 8.4ha

露地野菜 25a

繁殖和牛 8頭

農家レストラン

就任回数：現在2期目（選挙）



町内の農産物直売所（^{はなやか}花野果市場）で地域の食材を使った農家レストラン「はなやか亭」を経営しています。

ここで最近感じることは、仲間達（農業者）が元気になってきたことです。消費者の方々と接し、経営者としての一層の責任と自覚が出てきたからではないかと思えます。

私は、仲間が元気に農業経営に取り組んでもらうためにも、「家族経営協定」の推進を農業委員会の重要な活動の一つとして位置づけ、女性農業者の代弁者として頑張っていきたいと思えます。

全国農業新聞

10・11月は全国農業新聞普及強調月間!!

全農業委員1人・1年・1部拡大運動を推進しよう!!



お申込みは市町村農業委員会・県農業会議まで

地域農業再生運動 田尻町農業委員会

耕作放棄地の解消に向けて

田尻町農業委員会(羽生正明会長)では、地域農業再生運動の重点項目として「耕作放棄地の解消及び有効利用」を取り上げ、再生運動の後期3ヶ年(平成14年～16年)を実践活動期間として取り組んでいます。



田尻町では、耕作放棄地(2000年センサスで全耕作面積の1.8%にあたる63ha)が増え頭を痛めていました。

全農業委員で協議し、「農業・農村は我々の手で守り、優良農地を次世代に引き継ぐ責任だけはみんなで果たす

う！」と委員自らが率先して耕起作業のデモンストレーションを行い、農地保全の大切さをアピールすることにしました。毎年4月に「一斉耕起の日」を設定。町の予算は一切使わず、自己負担で全農業委員がトラクター等を持ち寄り、耕起作業を実施。さらには酪農家と連携し、農業委員が自費で購入した牧草の種を播いて、農地の有効利用につなげています。

この運動により、「保全管理の必要性」の意識が高まり、耕作放棄地の解消に向けて取り組む農業者が増えていきます。

羽生会長は、「この運動の最大のねらいは、農業者自らが率先して行動を起こすことです。地域の農業振興に役立つ農業委員会として何をすべきかを心がけて活動することが必要ではないでしょうか。」と話されました。

今後の課題は、「市町村の広域合併が進む中、現在取り組んでいる地域に密着した活動を、いかに今後も続けていくか」だそうです。そのためにも、情報活動の強化など、一層の活動展開を図りたいとのこと。広域合併後も活躍できる体制の維持が望まれます。

(佐藤 雄一)

すぽっと・らいと

「地域の受け皿としての認定農業者」

亙理町荒浜 齋藤 勇 紀 さん(52歳)

経営従事：本人・妻、弟(別世帯)

経営内容：水稲40ha[自作地15ha、借入地25ha]

地域活動：農業委員(4期目)、農協理事(3期目)



「地域内の合意・認知を得た認定農業者になることが大切、特に米政策改革を踏まえると行政認定というより地域認定が一層求められるのでは。」と齋藤さんは語る。

齋藤さんは、生産調整が始まった頃の昭和46年、宮農短大卒業と同時に就農。当時は、水稲+養豚の複合経営であった。

当地区は半農半漁や兼業農家が多く、ほ場も10a区画と作業効率が悪い地域で、作業を委託するケースが多かった。条件が悪くても引き受け、水田の維持・管理に注意を払うなど、委託者の信頼に応えることで、年々面積は増加し、就農して10年を経た昭和56年頃、水稲単一の「大規模稲作経営」を目指すことにした。

規模拡大とは場の集団化・団地化が課題で、積極的に関係機関等へ足を運び、各種施策や資金を活用するなど、

これまでのほ場を15団地から6団地に集積した。さらに、地主さんの了解を得ながら畦畔を抜いて最大1haの大区画を作り、作業の効率化を図るとともに、補助事業を活用し、「受委託」を「利用権設定」に全て切り替え、パソコンで経営管理をする良きパートナーと経営の安定化を図ってきた。

経営のモットーは、「食の安全・安心」。大規模経営の方針として、多収穫よりも安定収量を目指しており、水田50haを目標に農業法人化も検討している。

認定農業者になって「メリット論がよく言われるが、メリットは自分で切り開くもの。メリットがないから認定農業者にならないという考え方はやめるべき。経営者は、経営内容をオープンにした経営計画を持つことが大切だ。」と齋藤さんは力強く述べる。(小松 和明)

消費税の仕組みが大きく変わります！

◎ 消費税の適用上限が変わり、農家の消費税課税事業者が増える

平成15年度税制改正で、消費税法の一部が改正されました。

これまで消費税課税事業者の適用上限は、課税売上高3,000万円でしたが、平成16年4月1日から1,000万円へ引き下げられたことから、本県でも多くの農家が課税事業者になると見込まれており、農業経営にとって消費税の知識が一層大切になりました。

◎ 改正消費税法は実質的には本年から適用

新制度が適用されるのは、平成16年4月からです。課税事業者の判断基準は2年前の課税売上高です。実質的に新制度は始まっていると言えるでしょう。

2年前の課税売上高が1,000万円を超えれば課税事業者となり、超えなければ免税事業者となります。したがって、個人事業者の場合は、基準期間は平成15年分となり、本年の課税売上高が1,000万円を超えれば、平成17年分から課税事業者となります。

一方、法人は、事業年度が1年である場合、基準期間が平成15年3月決算分となり、平成17年3月から課税事業者となります。

◎ 納付税額の計算

消費税（国税）の納付税額は、原則としてその課税期間（個人は暦年、法人は事業年度）の課税売上高（税抜）に4%を掛けた消費税額から、課税仕入高（税抜）に4%を掛けた消費税額を差し引いた金額となります。

$$\text{納付消費税額} = (\text{課税売上高} \times 4\%) - (\text{課税仕入高} \times 4\%)$$

また、地方消費税は消費税額の2.5%相当額ということになり、納付する際には、国税（4%）と地方税（1%）を併せて納付します。

◎ 簡易課税制度の適用上限が5,000万円へ引き下げ

簡易課税制度は、本則課税によらず簡易な計算で納付税額が計算できる制度で、従来の適用上限2億円から5,000万円に引き下げられました。

したがって、課税売上高が5,000万円以下の課税事業者は、この制度を利用できます。

なお、この制度を利用する場合、課税期間の開始の日の前日までに、所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しなければなりません。

$$\begin{aligned} \text{納付消費税額} &= (\text{課税売上高} \times 4\%) \\ &\quad - \text{仕入れに含まれる税額} \\ &\quad \quad (\text{課税売上高} \times 4\% \times \text{みなし仕入率}) \end{aligned}$$

簡易課税における「みなし仕入率」

第1種事業	90%	卸売業
第2種事業	80%	小売業
第3種事業	70%	製造業等（農林漁業など）
第4種事業	60%	その他の事業
第5種事業	50%	サービス業等

◎ 価格表示は総額表示が義務付け

消費者に対し、課税事業者が値札等で商品（サービスも含む）の価格を表示する場合、現在は「税込表示」・「税抜表示」共に認められていますが、平成16年4月1日から消費税額を含めた支払総額の表示が義務付けられました。

ときのことはば



「WTO」(World Trade Organization)

WTOは、1995年1月にガット（GATT：関税と貿易に関する一般協定）に替わり正規の国際機関として誕生した「世界貿易機関」の略称です。

ガットはモノの貿易を対象としていたのに対し、WTOはモノの他に空輸・運輸や金融、電気通信などのサービス貿易、知的所有権など幅広い範囲に及んでいます。

ガットと同様に数年に1度のペースで新しい貿易ルールの枠組みの話し合いを行い、2001年に始まった交渉を「新ラウンド」と呼びます。閣僚会議は、2年に1回開催される最高意思決定機関で、本部は、スイスのジュネーブにあり、現在146カ国・地域が加盟しています。

本年9月10日から14日にかけてメキシコのカンクンで第5回閣僚会議が開催されましたが、最大の焦点は農業分野で輸出補助金の削減や関税の上限設定などをめぐり「先進国」と「途上国」とが対立し、交渉は決裂しました。

「FTA」(Free Trade Agreement)

「FTA」とは、「自由貿易協定」の略で、WTOに加盟している複数の国（地域）において、国（地域）間における貿易を促進するため、関税その他の通商規則を実質上全ての貿易について撤廃するという協定です。

日本が初めて締結したのは、平成14年1月のシンガポールで、現在、メキシコ、韓国やアセアンと話し合いをしています。

当面、メキシコと本年10月中旬を目処に大枠の合意を目指し交渉が進められていますが、いずれの交渉でも農産物（例外品目）が最大の障壁とされています。

老後生活のため農業者年金への加入促進を図ろう！

— 11月～2月は加入推進強調月間 —

農業者年金への加入推進については、平成14年9月に宮城県農業会議、JA宮城中央会、宮城県農業者年金協議会の3団体が推進要領を策定し、これを受け各市町村（農業委員会、JA、加入者協議会）が、平成17年度までの3年間目標をそれぞれ定めています。

この市町村目標を積み上げた県全体の目標1,500人の加入を推進しています。

農業者年金以外の公的年金は、現役世代が受給者の年金給付を賄う「賦課方式」ですが、少子・高齢化が進み保険料と受給額の見直しが進められています。

農業者年金も、現役農業者と受給者のバランスが崩れつつありました。

このため平成14年に、掛け金が自由に選べ、いつでも加入でき、いつでもやめられる、しかも掛けた保険料は確実に年金として受給される「積立方式」に変更されたものです。

また、農業者年金は、国が関与した公的年金で、青色申告者や認定農業者などには国から保険料の助成もありますし、その方の配偶者や後継者も一定の条件（家族経営協定等）を満たせば保険料の助成が受けられます。

しかし、全国の加入者は約7万人、宮城県が4,700人です。この年金制度を維持発展させるためには、是が非でも全国で10万人の加入者を確保することが望ましいとされています。

11月から来年2月までは加入推進の強調月間です。高齢化はこれからも加速されます。農家の方々が楽しい老後を過ごすため、1人でも多くの方々へ加入を勧めて1,500人の目標を達成し、この年金制度を充実強化する活動にご協力をお願いします。

○ 重点対象者への取り組み

認定農業者や青色申告者など政策支援が可能な農業者を「重点対象者」とし、保険料の国庫助成、税制上の優遇措置等の利点を周知徹底して重点的に推進する。



○ 会合やイベントでの普及推進

- ・認定農業者との懇談会
- ・JA女性部の会合
- ・町や地域の産業祭、収穫祭など
- ・戸別訪問

年金相談Q&A

問： 私はA町の農業委員です。私の担当地域は稲作+畜産の複合経営が多いところです。最近、経営移譲年金の受給者から農地を「堆肥舎」に転用することについて相談を受けました。

「息子に使用貸借している畑を返還させ、改めて農地法5条によって息子に贈与し転用したいが経営移譲年金は支給停止になるのか？」という内容です。

答： 最近、堆肥施設への転用相談が多く寄せられています。

相談のありました転用希望の畑は、「特定処分対象農地」ですので、転用すれば原則として経営移譲年金は停止になります。

ただし、堆肥舎は農業施設で、その施設用地として譲受後継者である息子さんに所有権を移転、又は10年以上の使用収益権を設定すれば経営移譲年金は支給停止にならず、引き続き受給できます。

この場合、農業委員会の事務局で「支給停止除外手続き」が必要になります。

年金用語の解説

「特定処分対象農地」とは

経営移譲年金を受給するに当たり、後継者またはその配偶者に貸付け（使用収益権の設定）した農地等をいいます。

その農地を移動等（転用、交換、買い替え、耕作者の変更等）した場合、原則として経営移譲年金は支給停止になりますのでご注意ください。

（森下 純一）

お知らせ

○ 宮城県北部連続地震による農業災害に関する要請

8月4日に森谷会長と大崎地区農業委員会連合会の
大沼洪悦会長、石巻地方農業委員会連合会の阿部理明
会長が、県知事及び県議会議長に要請を行いました。
内容は、農業関係災害復旧事業の予算確保及び早期着
工等6項目。この要請に対して県から「被災農家再建
のため迅速で的確な対応をして参りたい」との回答が
ありました。

○ 市町村農業委員研修会

9月9日・10日に大郷町・志波姫町の2会場で開催
しました。318人の出席があり、農地法など農業委
員会業務に関する研修を行いました。

○ 異常気象に伴う農作物被害対策に関する要望

9月26日に森谷会長より県知事あてに要請を行
いました。内容は、天災融資法の発動及び激甚災害法の
早期指定、適時刈取り指導の強化・品質確保等15項
目。

○ 第47回宮城県農業委員大会

11月17日(月)午後1時から名取市文化会館で
開催を予定しています。

○ 全国農業委員会会長代表者集会

12月4日(木)午後1時から東京都の九段会館で
開催されます(全国農業会議所主催)。今年は、古川・
築館管内が参加します。また、開催前に県選出国会議
員に対する要請活動を行う予定です。



県産業経済部・遠藤部長に
農作物被害対策に関する
要望書を手渡す森谷会長



オフ・タイム



このコーナーは農業会議の役職員等を紹介するものです。

今回は、森谷尚生会長を紹介します。



森谷会長のお宅は4世代同居。ご家族円満、特にご夫婦円満。その秘訣は「以心伝心」で、「お互いが相手のことを分かるつもりでいること、それから親父としての決断力」だそうです。

思いやりと男気を感じますが、今凝っていることは？の質問に「肩がこっています」とはにかみながら冗談を返されました。こんなところも夫婦円満の秘訣ですね。

それにしても今一番やりたいことが「左眼の白内障の手術」とは！たくさんの役職と、本業の農業ではブドウの栽培も始められ、お孫さんと収穫を楽しみにされているとか。お忙しい中大変ですが、会長さん、昭和7年生まれの“お年頃”ですから早く治されたほうがいいですよ！

(井澤 香子)

編集後記

夏の異常気象により、本県稲作は「著しい不良」が確
実となりました。また、7月の県北部の連続地震では1
万棟を越える住宅の損壊など甚大な被害を蒙りました。
被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

北海道でも水害や十勝沖地震で大きな被害に見舞われ
ております。宮城県沖地震の再来も囁かれている昨今、
念には念を入れた備えが必要です。

WTO農業交渉が決裂しました。先進国と開発途上国
との対立が原因と報じられています。関税の上限枠など
が決まらなかったことでホッとしましたが、予断は許さ
れません。農産物の輸入攻勢は、日本農業にとって地震
や冷害を遥かに越える問題です。

このため、国内農業の体質強化を急がなければなりま
せん。内外価格差を少しでも縮める生産構造の改革、安
全安心などの品質保証、地産地消運動の推進など、地域
に根ざした地道ではあるが確実な取り組みが必要です。
今こそ我々系統組織の底力の見せ所だと思います。

創刊しました「農政時流」は、農業会議の手作りです。
不備な点は号を重ねながら充実させていきたいと考えて
おります。ご意見、ご鞭撻をお願いいたします。

編集委員長(農業会議副会長) 眞籠吉郎